

高所得者の 年金額の調整について

○ 社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日)

(3)高所得者の年金給付の見直し

- (2)の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部(国庫負担相当額まで)を調整する制度を創設する。
 - ☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。
 - ☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

○ 年金部会の議論の整理(平成23年12月16日)

- 本部会の審議においては、低所得者加算を行う際には、高齢者の世代内の公平および世代間の公平を図る観点から、高所得者の年金額の調整を行うことについては、方向性として望ましいとの意見が多かった。こうした考え方に基づき、限られる税財源の効率的な使い方として、基礎年金の国庫負担分に限り、一定以上の高所得者に対して、年金額を調整する制度の導入につき、さらに検討を進めるべきである。
- 財産権であっても、公共の福祉の観点から、法律により制約を加えることが憲法上許される場合があることは累次の判例で示されているが、今回の措置が、累次の判例に照らしてどのように位置づけられるのかについては、詳細な制度設計に当たり慎重に検討しておく必要がある。

○ 社会保障・税一体改革成案の記載(平成23年6月30日)

- 高所得者の年金給付の見直し
低所得者への加算と併せて検討
なお、公的年金等控除を縮減すること
によって対応することについても併せて
検討

※ 高所得者の年金給付の見直しについては、
減額対象者によって財政規模が変動

※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始
(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)と
すると▲450億円程度公費縮減

○ 高所得者の年金額の調整についての試算(6月時点)の前提

- ・ 年収1000万円以上の者に対して、年金額の減額を開始し、1500万円以上の者に
に対して国庫負担相当額を支給しないこととする。
- ・ 年収1000万円以上の老齢基礎年金受給者は全体の約0.6%
- ・ 年収1500万円以上の老齢基礎年金受給者は全体の約0.2%

高所得者の年金額の調整の具体的な制度設計について

①年金額の調整を行う「高所得」の基準

<論点>

- 年金額の調整を受ける者については、年金収入がなくとも生活できる程度に相当な高収入な者、具体的には、現役世代と比べても相当程度に高所得と考えられる水準の所得を有する者という考え方で、6月の試算では年収1000万円・1500万円程度という額を設定しているが、この水準についてどう考えるか。

(参考1) 家計調査(平成22年)の勤労者世帯の10分位階級

第10分位	1031万円～
第 9分位	849万円～1031万円
第 8分位	733万円～ 849万円
第 7分位	640万円～ 733万円
第 6分位	566万円～ 640万円

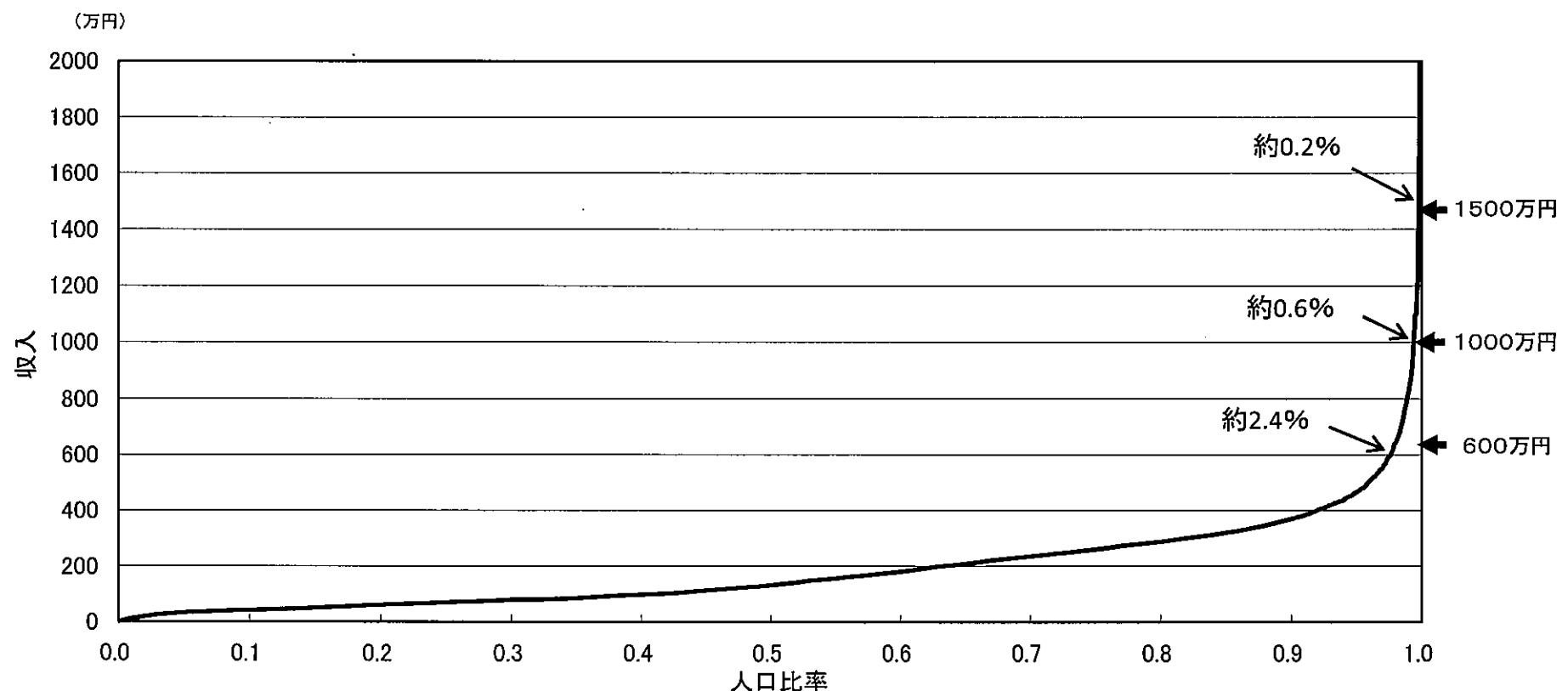
- また、実際には、収入ではなく、各収入の経費等が調整された「所得」を基準として判定することが実務上も合理的と考えられる。

(参考2)

収入 1500万円	→ 所得 1100万円
1000万円	→ 650万円
600万円	→ 350万円

年金受給者の収入の分布の状況

- 平成18年度「老齢年金受給者実態調査」（厚生労働省）によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。
- 例えば、年収600万円以上の者は、約2.4%、年収1000万円以上の者は、約0.6%、年収1500万円以上の者は約0.2%となっている。



②これから受給者になる者(新規裁定者)のみを減額の対象とするか、それとも、現在の受給者(既裁定者)も減額の対象とするか。

<論点>

○新規裁定者のみを対象とするか、既裁定者も対象とするか。

○既裁定者を減額の対象とする場合、憲法上の財産権との関係の整理が必要となる。

<財産権との関係について>(憲法論として政府部内で検討中)

○年金を受給する権利は、憲法上の財産権と位置付けられているが、財産権であっても、公共の福祉のために「合理的な制約」として制限することは可能と解されている。

(参考)昭和53年7月12日最高裁 大法廷判決

- ・憲法29条1項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条2項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがって、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、これを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである。

③減額の範囲

<論点>

○基礎年金の満額の場合、国庫負担相当分は、3.2万円となる。

ただし、個々人の老齢基礎年金額に応じて、国庫負担相当分は異なる。

<具体例>

40年間納付 基礎年金月額 6.4万円 国庫負担相当分 3.2万円

25年間納付 基礎年金月額 4.0万円 国庫負担相当分 2.0万円

40年間免除 基礎年金月額 2.1万円 国庫負担相当分 2.1万円

○これまでに既裁定の年金について減額を行った(又は行おうとした)例では、年金額の1割までという制限が設けられている。

- ・老齢基礎年金のみを受給している者と、老齢基礎年金と併せて老齢厚生年金や退職共済年金を受給している者がいる(国庫負担は老齢基礎年金に対してのみ。)

<具体例>

同じ年収1500万円の者でも、

年金額が300万円程度(基礎年金+厚生年金)の者と、80万円(基礎年金のみ)の者など、年金額は人によって様々である。

<過去の既裁定年金の年金減額の例>

(参考1) 国会議員互助年金廃止法(平成18年4月1日施行)による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。
(最大で10%減額(※)。)

※ 地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※ また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

(※国会議員互助年金廃止の際の減額の例)

H6.12以後の退職者 100分の90 H2.7～H6.11の退職者 100分の92

S59.4～H2.6の退職者 100分の93 S56.4～S59.3の退職者 100分の95

S56.3以前の退職者 100分の100

(参考2) 被用者年金一元化法案(平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案)による既裁定者の年金減額

恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間(27%減額)と共済期間(減額なし)を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

基礎年金の国庫負担について

① 経緯

- ・ 国民年金制度では、制度発足当初は納付された保険料総額に対して $1/2$ の国庫負担がなされていたが、昭和51年の改正において、給付費総額の $1/3$ を負担する方法に変更された。
- ・ 厚生年金制度では、制度発足当初、給付費の10%の国庫負担がされていたが、昭和29年に15%負担となり、昭和40年の改正において給付費の20%負担となった。

② 基礎年金の国庫負担

- ・ 昭和60年の改正でこれらの制度を統合し、基礎年金を創設した際に、国庫負担を基礎年金に集中し、基礎年金給付費の $1/3$ に対して国庫負担を行うこととした。現在では国庫負担割合は $1/2$ に引き上げられている。
 - ・ 昭和60年改正においては、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたこと
- から、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中したものと説明されている。

※基礎年金の国庫負担は、基礎年金給付全体を賄う基礎年金拠出金の半分を負担しているもの（保険料負担を軽減する観点）であり、受給者個々人の基礎年金給付費の半分が税金、半分が保険料であると、明確に区分されているわけではない。